

住宅の緊急の修理制度について（災害救助法）

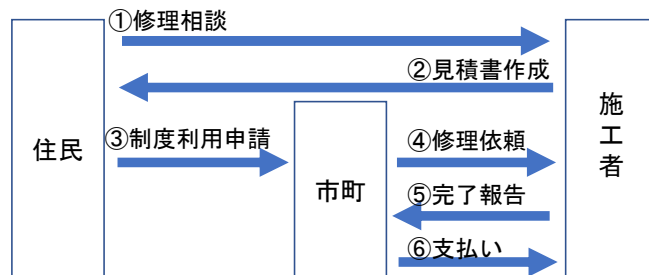
概要

「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が地震で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、住民からの申し込みに基づき市町が、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼するものです。

緊急の修理対象は、屋根や外壁等へのブルーシートの展張等が対象となります。

※はじめに、住民ご自身で施工者を選定し、ブルーシート等の展張範囲や内容を調整の上、市町に申し込んでください。

選定された施工者に対し、市町が修理を依頼します。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★地震被害から修理完了までのポイント

- ・地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・写真の撮影は必須です。（工事前、工事後）
- ・対象は資材費及び修理に要する施工費等が対象です。※DIY やボランティアによるものは対象外です。
- ・自治体等から無償で提供された資材を使用する場合、資材費は対象外です。
- ・既に修理に取りかかっているも、施工者への支払いに至っていない場合は、制度の対象とすることができます。

対象区域・対象者

対象区域：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

対象世帯：準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額

1世帯あたり 50,000 円以内

※費用は市町から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和6年3月31日 ※期限を延長しました。

※ 制度の活用・相談は各市町の窓口へお問い合わせください。

連絡先は県 HP をご確認ください。